

宇陀市立病院  
電子カルテシステム等更新業務  
仕様書

令和7年4月  
宇陀市立病院

## 1. 基本的事項

### (1) 総則

宇陀市立病院電子カルテシステム等更新業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、宇陀市立病院が導入する次期電子カルテシステム等について、本業務の円滑な実施を実現するためにその仕様について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他システムの導入に係る必要な条件等を定めたものである。

### (2) 業務名

「宇陀市立病院 電子カルテシステム等更新業務」

### (3) 履行場所

宇陀市立病院

### (4) 宇陀市立病院の概要

- ・所在地：〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815
- ・病床数：一般病床 176床
- ・院長：赤羽 たけみ
- ・診療科：総合診療科、内科、循環器内科、消化器内科、外科、婦人科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、脳神経内科、小児科、麻酔科、精神科、リハビリテーション科、放射線科
- ・病院の詳細：<https://udacity-hospital.jp/>

### (5) システム更新の目的、経緯

現在、宇陀市立病院では電子カルテシステムを中心とした病院情報システムを導入し、各部門システムも含め稼働している。平成30年度のシステム本稼働から7年目を迎え、サーバや医療情報端末などの機器の老朽化も懸念され、更に現行システムでは令和8年度の診療報酬改定に対応することができないことから、令和7年度にシステムの更新を予定している。

また、ランサムウェア対策等のサイバーセキュリティ対策について、「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」等に則り、必要な対策が可能なシステム基盤の構築が求められており、更に電子処方箋や全国医療情報プラットフォーム等の医療DX関連についてもシステム基盤の整備が求められている。

医療の高度化、迅速化、正確さ、標準化が求められる中、総合的な医療サービスを提供していくうえでは、電子カルテシステムを中心とした病院情報システムは必要不可欠なものとなってきている。患者の情報を総合的に管理し、より効率的で効果的な診療を確保することによって地域に安心・安全な医療を提供するためにも、新しい機器や制度に対応していけるシステムへの切り替え（更新）が必要である。

## 2. 作業範囲と成果物

### (1) 作業範囲

既存の電子カルテシステム等の更新に係る次の業務全般を含んだ作業、及び機器の更新等を対象とする。なお、本業務の全体的な要求仕様（非機能要件、機能要件全て）については、別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」のとおりとする。

- ア. 現行システムからの移行に伴う情報の洗い出し、分析、調査業務  
(打合せ協議、資料の収集整理、設計等を含む)
- イ. パッケージソフトウェア等によるシステム構築
- ウ. ハードウェア環境の整備・設定、端末及び周辺機器の入れ替え
- エ. ネットワーク機器の更新・入れ替え及び再設定
- オ. 現行の基幹システム（電子カルテシステム、医事会計システム等）からのデータ移行
- カ. 部門システムの更新（データ移行含む）とデータ連携強化
- キ. 職員に対する運用の確認・見直し部分の検討及び認識合わせ、システム操作研修
- ク. 全体の運用確認含めたリハーサル（外来、病棟）
- ケ. システム本稼働後の安定稼働に向けた課題や要望等の対応
- コ. その他本システム構築に必要な作業

### (2) 成果物

システムの納品に関し、導入業者は新システムに関する資料（導入機器、構成図等）や設定内容記録、運用マニュアル・管理マニュアル・操作マニュアル、サーバ障害時復旧マニュアル等の各種文書を作成して納品すること。これらについては、電子データ及び印刷物で納品すること。

- ア. プロジェクト計画書
- イ. システム構成図、システム概念図（全体、各部門システム）
- ウ. システム機能図（今回導入するシステムの機能一覧でも可）
- エ. 医療情報システムインターフェース一覧（部門システム含め、連携項目が分かる資料）
- オ. 接続医療機器一覧（各システム）
- カ. 運用フロー（各システム）
- キ. 各種マニュアル（各システム操作マニュアル、マスタメンテナンス、サーバメンテナンス、代替機交換マニュアル、システム監査マニュアル 等）
- ク. 各種テスト仕様書
- ケ. サーバ配置図、サーバラック搭載図
- コ. サーバー一覧
- サ. ネットワーク構成図（全体、各部門システム、サーバ室）、LAN配線図、無線AP配置図
- シ. 各種システム保守マニュアル

- ス. ライセンス証書
- セ. 各システム及びソフトウェア一覧
- ソ. サーバ障害時復旧手順書（全システム）
- タ. 端末等機器管理表、端末等機器配置図、予備機管理表、IPアドレス払出管理表
- チ. 端末等機器配置計画書
- ツ. 課題管理一覧（システム構築時）、課題管理一覧（稼働後）
- テ. リハーサル計画書
- ト. データ移行計画書
- ナ. システム切り替え計画書
- ニ. 各種議事録（各システム）
- ヌ. 医療情報セキュリティ開示書（MDS／SDS）
- ネ. 納品明細書

※上記以外にも別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」に記載の資料を納品すること。

### 3. 基本方針（更新業務及び機器の仕様）

#### (1) 基本的な要件

##### ア. パッケージの改修等

提供されるパッケージソフトウェアに対する改造、改修は基本的には行わず、原則として国、県の制度や法令に準拠したものであること。(帳票関係等、個別対応可能なものは除く)  
また、既存システムで実行中の業務を極力継承できること。なお、やむを得ず改修が必要なものについては協議して決定することとする。

##### イ. サポート体制の整備

診療報酬改正等の制度改正や医療DX関連においては迅速な対応が必要であるため、システムの正常な運営を維持するためのサポート体制を整備すること。特に国の動向をいち早く確認できること。

##### ウ. 部門システムや医療機器等との連携

既存の稼働している部門システム等との連携は必須であり、データ連携をスムーズに行うこと。また、現在連携できていない部分についてもできる限り連携を強化すること。

#### (2) クライアント端末及び周辺機器の構成

既設のクライアント端末（電子カルテ端末）及び周辺機器（プリンタ等）は新たな機器に入れ替えを行うこと。既設のネットワーク環境（ネットワーク機器は更新予定）を利用した資源配付環境の構築等を行うことにより、システム改修の際には極力、クライアント端末毎に作業を行う必要がないようにすること。

### (3) データ移行

#### ア. 移行データ

病院の既存の基幹システム及び部門システムで保有するデータは、基本的に全データを移行すること。どうしても移行することができないシステムやデータ等がある場合は、その対象を明示し代替案を提示すること。また、移行できないことによって病院の業務に影響があるものは、その対応を含め明示すること。

データ移行範囲や移行方法等の問題により既存電子カルテの参照環境が必要な場合は、過去のカルテ情報が参照できるシステムを導入（既存ベンダによる「参照カルテシステム」の構築）し、過去データ（旧電子カルテシステムのデータ）の参照を可能にすること。

#### イ. 作業分担

移行作業は、導入業者が主体となっていくこと。

移行データは、導入業者において、導入システムのフォーマットに変更して移行すること。

なお、現在の電子カルテシステムのデータ、及びそれぞれの部門システムのデータの抽出作業については、必要に応じて現行システムの管理業者と調整し、本業務の受託者（導入業者）の責任の下、行うこと。

### (4) 機能要件

#### ア. システム全般

通常において、他病院等においても標準的に使用される機能を有していること。また、現行業務は極力継承すること。但し、運用の見直しを提案し改善することがあれば、必ずしも現行業務を継承する必要はない。

#### イ. ソフトウェア

パッケージソフトウェアは、信頼性の高さ、安定性、実績、製品の継続サポートなどを考慮したものであること。また、法改正及び新規事業の追加等に柔軟に対応できるよう、拡張性に優れたシステムであること。

#### ウ. 個別の詳細機能については、別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」のとおりとする。

### (5) 動作環境及び機器構成

#### ア. サーバ

サーバの種類、OS、CPU、メモリ等のスペックは導入業者の提案により、システムの処理速度の最適化を考慮したものとする。また、冗長化構成によりサーバ障害時にも業務の継続性を可能にすること。集約可能なサーバは可能な限り仮想化等で集約し、サーバ台数の削減及びコスト削減（導入費用及び保守費用・ライセンス料）を行うこと。

医療情報システム安全管理に関するガイドライン（最新版）及び「3-2-1」ルールに則り、バックアップ環境（BCP対策含む）を構築し、サーバの障害対策、ランサムウェア対

策等のセキュリティ対策を施すこと。万が一、サーバの再構築やデータ復旧が必要になった場合に備え、データ復旧を可能にすること。なお、サーバや情報セキュリティ対策に関する詳細については、別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」の「②.ソフトウェア・ハードウェア基本要件」に記載のとおりとする。

#### イ. サーバの設置場所

サーバの設置場所は病院が指定する場所（北館3階のサーバ室を想定）とし、ラック内に格納するものとする。サーバ室は設置スペースに限りがあるため、導入業者は、既存ベンダと必要な調整を行うこと。部門システムのサーバに関してもサーバ室への設置を原則とするが、関係部門の部屋への設置が必要な場合は病院の許可を得たうえで設置すること。また、必要電源の容量について事前に病院に報告し、サーバ室に新サーバを設置・稼働させる際の電源を確保するように調整すること。（特に本稼働前後の並行稼働時は更に電源容量が必要になるため）

なお、サーバ設置に関する詳細は、別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」の「②.ソフトウェア・ハードウェア基本要件」のとおりとする。

#### ウ. 利用端末（クライアント）、周辺機器

機器の台数については、別紙「医療情報端末及び周辺機器一覧（次期）」、「部門専用端末及び周辺機器一覧（次期）」、「部門専用端末及び周辺機器サマリ（次期）」に記載する端末および周辺機器の台数で最低限使用できること。更新対象の端末及び周辺機器については新規購入とし、その他継続して使用できる端末及び周辺機器は新システム稼働後も使用できるように設定すること。

また、現在電子カルテ端末上で動作している部門システム及び今回から電子カルテ端末上で動作させる部門システムについては、最新OS、サポートされたブラウザ、及びサポートされたミドルウェア・ソフトウェアで動作するように対応すること。

なお、当院では移動診療車に設置のシンクライアント端末からも電子カルテシステムに接続して診療録等の記録を行っている。今回の電子カルテシステム更新に伴い、移動診療車のシンクライアント端末からも継続して電子カルテシステムを利用可能にするための支援を行うこと。（外部からのリモートデスクトップ接続、当院持参のWi-FiルータからのVPN接続等の設定等）

#### エ. ネットワーク

##### ① 院内ネットワーク（電子カルテ系）

ネットワーク機器（コアスイッチ、ディストリビューションスイッチ、フロアスイッチ、POEスイッチ、無線LANコントローラ、無線アクセスポイント、認証サーバ等）については全て更新対象とする。

##### ② 宇陀市介護老人保健施設「さんとびあ榛原」

同施設の必要箇所において電子カルテのネットワークに接続し、支障なく稼働すること。  
※必要に応じ、現地調査を行うこと。

③ 宇陀けあネット

SS-MIX2サーバ等、院内サーバと宇陀けあネット側のアップロード端末等との接続を可能にすること。院内のL3スイッチ側と宇陀けあネットのルータ側で設定変更が必要な場合は、設定変更等の必要な対応を行うこと。（※既存環境と同様、宇陀けあネット側で公開情報の参照を可能にすること。）

④ ネットワーク設定要件

既存ネットワーク上で稼働するための必要な設定については導入業者で行うものとする。また、今回導入する電子カルテシステムのサーバ等の構築において、ネットワーク側で必要な設定等について対応すること。

※ネットワークに関する詳細は、別紙「次期電子カルテシステム等 要求仕様書」の「⑤. ネットワーク・インフラ整備要件」のとおりとする。

## 4. 情報セキュリティの確保

### (1) 情報セキュリティ対策

導入するシステムは情報セキュリティに十分配慮したものとし、不正アクセスや盗難、改ざん、漏えい、消失が発生しないように対策を講じたものであり、遅延・停止が発生することなく安定的にサービスを提供できるものであること。

また、今回調達範囲の全てのシステムについて、医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を作成して提出すること。なお、ネットワークや端末環境に依存する事項もあるため、必ずプライムベンダ（本業務の契約業者）にて、取りまとめて提出すること。（リモート保守を行う場合はSDSも必要である。）

### (2) 認証

電子カルテシステムのログインにおいては、二要素認証を行うこと。勤怠管理システムにて発行されるICカードを用い、既存のICカードリーダー（電子処方箋用として現行システムで先行導入予定（PaSoRi（パソリ）：RC-S300/S1））及び新規調達品であるICカードリーダーを活用して認証できるようにすること。可能な限り部門システムについても同様の認証方式を採用すること。また、アクセスログ管理、外部への情報漏えい対策を有したシステムであること。

### (3) セキュリティ対策ソフト

ランサムウェア等のウイルス対策のため、セキュリティ対策ソフトのインストール等、必要な対策を行うこと。また、集中管理に対応したセキュリティ対策ソフトを導入すること。

なお、病院にて別途不正侵入防止システム（既存システム：トレンドマイクロ社のTippingPoint）の更新を検討中のため、採用したソフトを今回構築する環境に組み込むこと。

#### (4) デバイス管理

USBメモリ、CD/DVD、デジタルカメラ等、外部からのデータ取込や出力が可能なデバイスの利用制限を可能にすること。端末管理（デバイス制御等）、資源配付、リモート操作等が可能なIT資産管理ソフト（簡易的な機能があれば良い）を用いた管理が可能であること。

#### (5) ガイドラインの遵守

以下のガイドライン（令和8年3月稼働時点の最新版）に対応した医療情報システム及びサービスであり、導入業者はガイドラインに則りシステム構築及び運用保守を行うこと。また、ガイドラインの改版時にも柔軟に対応することができること。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- ・ 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン

※上記以外にも各種法令やガイドライン等に則り、システム構築及び運用保守を行うこと。

### 5. サポート体制及び保守業務

#### (1) 研修・立会い

- ア. 本稼働前に病院職員に対して操作研修を行うこと。
- イ. 研修会場は病院で確保するものとし、その他必要な機材は導入業者で準備すること。
- ウ. 稼働開始時の立会い、操作説明等の支援を行うこと。

#### (2) オンサイトサポート

障害発生時には、サービス拠点から専門スタッフを派遣することにより速やかに対応し、状況の説明及び対策の説明を行うこと。また速やかに復旧させること。

#### (3) オンラインサポート

- ア. サポートセンター等において、業務の知識、システムの知識に精通した専門スタッフを配置していること。
- イ. ハードウェアとアプリケーション、ネットワークに関する問い合わせ等を24時間365日、一元的に受付けるサポート窓口を設けること。基幹システム（電子カルテシステム、医事会計システム）以外についても一次窓口として連絡を受け付け、関係ベンダへ展開すること。なお、24時間365日対応のサポート窓口がない場合でも、緊急時対応として24時間365日連絡つく体制をとること。

#### (4) 法改正に伴う対応

- ア. 法改正等によるシステムの変更が必要となった場合には、大規模、小規模に関わらず、関連



する医事会計システム、電子カルテシステムの更新作業（プログラム変更、設定変更、マスタ変更（ベンダのSEではないと対応が困難なもの）など）を保守の範囲内で対応すること。当該費用を見込んで保守費用に含めること。

部門システムについては、保守の範囲に診療報酬改定対応を含んでいる部門システムは含めるものとし、それ以外は、その都度、必要な作業内容と見積書を提出し、担当職員へ説明して承認を得ること。

## (5) 報告

ア. 保守に関する作業後は、その内容について文書で報告するものとし、システムの設定情報の変更は適切に記録するものとする。

## (6) 保守業務契約について

ア. 保守業務に関する契約は、受託業者選考後に必要な協議を行い、業務委託契約を締結するものとする。

イ. リモート保守を行う場合は必要な環境を構築すること。

リモート保守を実施した場合は、その記録（操作者、開始時間、終了時間、作業内容等）を病院担当者に報告すること。

部門システムについては原則病院共用回線を利用すること。個別にリモート保守が必要な場合は個別の導入も可とするが、原則病院のサーバ室（北館3階）に環境を構築し、リモート保守回線を一か所で管理可能とすること。（※病院担当者（医療情報システム担当部署）が把握していない場所でのリモート保守回線の構築は不可とする。）

## 6. システムの稼働時期と導入体制（予定）

### (1) 稼働時期

令和8年3月1日（日）に本番稼働を行うことを前提とすること。

なお、進行状況により稼働日の変更が生じる場合は、協議のうえ変更可能とする。但し、「7. 契約の(2)検査・支払」に記載のとおり、令和8年3月31日（火）までに病院による検査に合格し、業者からの請求処理を完了する必要があるため、稼働日の変更が生じたとしても、検査・請求期限は遵守する必要があることを踏まえ、稼働日の変更及び稼働後の対応を行うこと。

※現行システムから別のメーカーのパッケージシステムに変更になる場合は、事務職員による二重入力の負担軽減を考慮し、原則令和8年3月1日（日）の本番稼働を必須とする。

### (2) 導入体制

システム導入責任者を定め、システム導入を円滑に行う体制を整備すること。

管理、運営体制について書面で提出し、病院の承認を得ること。体制を変更する場合は、事前

に協議し、承認を得ること。

進捗管理を行うために事前に導入スケジュールを提出し、それに沿って導入作業及び工程会議等を行うこと。また、会議終了後は5営業日以内に議事録を提出すること。

## 7. 契約

### (1) 契約方法

宇陀市の規定による。その他、別紙「宇陀市立病院 電子カルテシステム等の更新業務における公募型プロポーザル実施要領」に示すとおりとする。

### (2) 検査・請求

検査は病院担当者と日程の調整を行い実施すること。

検査に合格後、令和8年3月31日（火）までに当該契約に係る請求書を提出すること。

## 8. 次期電子カルテシステム業者の選考について

- (1) 本仕様書に基づく企画提案書、要求仕様書、見積書（導入金額（既存システムのデータ出力含む）、7年間の保守金額）、プレゼンテーションの総合評価を実施し導入業者を選考する。  
なお、選考結果については個別に通知を行うが、総合評価の詳細については公開しない。
- (2) 企画提案書の作成方法等については、別紙「宇陀市立病院 電子カルテシステム等更新業務提案書作成要領」に示すとおりとする。
- (3) 本仕様書に基づくプロポーザルは、新システム導入に係る契約の事業者を選考するものであり、仕様並びに契約等については、協議の後、契約に至るものである。従って、選考結果が必ずしも契約締結を確約するものではないこと、並びに提案どおりの内容及び価格での契約を保障するものではないことに留意すること。

## 9. その他留意事項

- (1) 法改正等においては、国からの改正内容の情報提供の遅れなど、受託者の責に帰さない要因による遅延が生じた場合は、協議のうえでお互いに誠意を持って対応するものとする。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われるものは別途協議のうえ、決定するものとする。